

# ヒグマに注意!

■お問い合わせ 農林課 林業振興グループ  
☎4-2511内線244 ☆4-251112

道内では令和3年4月10日に釧路総合振興局管内厚岸町の山林で山菜採りの男性がヒグマに襲われて死亡するという人身事故をはじめ、札幌市東区では、ヒグマ出没そのものが想定されないような人口密集地域にヒグマが出没し4人に重軽傷を負わせるなど、死傷事故が相次いでいます。また、下川町内においても近年人間の生活域における出没が顕著となっていることから、万が一被害に遭わないためにも次のことに注意をお願いします。

- 一人では野山に入らない（一人で行動しない）
- 野山では音を出しながら歩く（行動する）
- 食べ物やゴミを放置しない
- フンや足跡などヒグマの痕跡を見たら引き返す
- ヒグマが出没しているところでは、早朝や夕暮れ時など、薄暗いときには行動しない
- ヒグマを興奮させるおそれがあるため、ヒグマが出没しているところでは犬の散歩は控える

人里周辺などで、ヒグマを目撃した場合は、役場又は警察にご連絡ください。

## 《 野焼きは法律で禁止されています 》

家庭ごみなどを野外焼却する行為、いわゆる「野焼き」は、風俗慣習などの一部の例外を除き法律で禁止されています。

野焼きは、煙や悪臭で付近の住民への迷惑となるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。

### ○野焼きには罰則があります

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科されます。

例えば、事務所や家庭から出た弁当がらや紙くずなどを簡易焼却炉等で燃やしても、燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。

■お問い合わせ  
税務住民課 住民生活グループ  
☎4-2511内線118 ☆4-251103

